

事例項目	放課後児童クラブ運営事業に係る運動会の中止について
事例発生日等	平成27(2015)年5月
担当課	こども未来部子育て支援課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成27(2015)年5月25日(月)、放課後児童クラブ運営業務委託事業者(以下「事業者」という。)より、子育て支援課に対し、複数(5校)放課後児童クラブが合同で運動会を実施したいと旨の申し出があった。</p> <p>また、合同での運動会は、8月21日(金)(以下「依頼日」という。)に市民プラザ体育館での開催を予定しており、このため、当該施設の優先使用に関する予約依頼があった。【資料No.(2)-66-1】</p> <p>②5月25日、申し出を受けた子育て支援課担当者は、施設の優先使用に係る申請方法がわからなかったため、後日、前任者に確認した後に、対応しようと考え、すぐに事務処理を行わなかった。</p> <p>③6月5日(金)、子育て支援課担当者は、上記申請が未処理であったことを思い出し、前任者にその方法を確認し、スポーツ振興課に施設使用申請を行ったところ、既に優先使用の受付は終了しており、また、依頼日は、既に一般抽選による申し込みが入っていた。</p> <p>④6月5日、子育て支援課担当者より、事業者に対し、事務の対応が遅れたため、依頼日には既に予約が入っている旨を伝えた。</p> <p>⑤6月17日(水)、8月中の同施設の空き状況及び同施設以外の代替案を提示した。</p> <p>⑥6月18日(木)、事業者より、「依頼日以外の開催が困難であること」及び「例年8月に実施しており、参加人数の関係で市民プラザ以外の体育館の使用は安全面等で対応が不可能であること」との報告があった。</p> <p>⑦6月24日(水)、事業者より、今年度については、運動会を中止し、代替案として、8月24日(月)に旧第六中学校運動広場体育館において、競技会を実施する旨の報告があった。</p> <p>⑧本来であれば、保護者の観覧ができる場所、実施場所の変更に伴い、観覧席を設けることができないため、児童のみの参加となった。</p>
	当時の対応
発生原因	担当者が事務処理期限を意識せず、事務対応を行ったため。
再発防止対策	<p>①処理方法の分からない事務については、すぐに上司に確認するなど、2人以上で情報共有するよう、改めて課内に周知した。</p> <p>②事務処理について、書類を処理期限ごとに分けてファイルに保管し、そのファイルを課内で共有できる場所に置くことで、チェック体制を強化した。</p>
その他	
添付資料	【資料No.(2)-66-1】門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則